



安倍9条改憲の企みを阻もう

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を改憲の足がかりにするな

新型コロナウイルスの感染の拡大は深刻な状況です。政府は、爆発的な感染の拡大を抑えるために、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を4月7日に7都府県を対象に発令しました。

今後、当該知事は、外出自粛やイベント中止の要請のほか、医療施設開設のための土地や家屋の使用など私権に一定の制限を課すことが可能となります。ただ、自粛や活動の制限を要請する場合には補償を一体のものとして行うこと、また私権への制限はきわめて抑制的であること、などを知事には求めたい。

緊急事態宣言発令に先立つ議院運営委員会で、日本維新の会の議員より、新型コロナウイルス感染についての不祥事例をあげ、緊急事態条項と関連させて改憲論議の促進を迫りました。これに対し安倍首相は「緊急事態条項をどう位置付けるかについて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、与野党の枠を超えた活発な議論が展開されることを期待する」と答弁し、改憲に固執する姿勢を鮮明にしました。

自民党は2020年度の運動方針案で「憲法改正の国会発議に向けて力を尽くす」としており、新型コロナウイルス問題に乗じて、緊急事態条項の創設などを含めて、改憲議論とともに改憲案の提示を狙っています。

4月9日には憲法審査会の開催が提案されています。

全国の九条の会や市民の運動と連帯して「安倍9条改憲 NO!改憲発議に反対する全国緊急署名」に取り組み、安倍政権を追い詰めねばなりません。同時に安倍首相には、「桜を見る会」の疑惑の究明、検察庁人事への介入を撤回、森友問題の真相の解明などを強く求めていきましょう。(代田2丁目・坂本 功)

資料：自民党の動きは、国民の感情と合っているのか？

朝日新聞 2020年4月9日・朝刊



憲法論議 与党呼びかけ 議員の定足数や任期言及

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、与党が「緊急事態における国会機能の確保」をテーマに早急な憲法論議を呼びかけた。ただ、与党の提案には、新型コロナウイルス対応を口実に停滞する憲法論議を動かす狙いも透ける。野党は目の前の対策を優先すべきだとし、与党を批判している。

野党「不要ではないが不急」

衆院憲法審査会の再開をめざす自民党の新藤義孝・与党筆頭幹事は3日、立憲民主党の山花郁夫・野党筆頭幹事と会談。「新型コロナウイルス感染症と憲法論議について」と題したペーパーを手渡し、「早急に憲法審で議論する必要があるのではないかと求めた。ペーパーは、本会議の議決に3分の1以上の議員の出席が必要とする「定足数」や、衆院議員の任期と改選の回数、来年10月21日までの任期中に選挙ができなかったりした場合の対応を議論すべきだとした。

野党は7日、衆院憲法審査の幹事が与党提案について協議。「不要ではないが不急だ」などと反対意見が相次ぎ、当面は審査会に応じない方針を確認した。安倍

晋三首相は、緊急事態宣言について報告した7日の衆院議院運営委員会で「新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえつつ、国会の憲法審査会で活発な議論が展開されることを期待したい」と発言。これにも野党の反発が広がっている。

立憲の枝野幸男代表は記者会見で「感染症によって命の危機にさらされる人を一人でも少なくするのが、総理大臣としての唯一最大の役割だ」と指摘。共産党の小池晃書記局長は「究極の火事場泥棒だ」という。いま国民が国会に求めているのは抜本的な経済支援、医療崩壊を招かないための様々な手立てをとることだ」と批判した。

(大久保貴裕、山下龍二)

書評：「独ソ戦」

書店で平積みになっている「独ソ戦」(大木 毅・著 岩波新書)を手にとってみた。第二次世界大戦で一番人的被害があった国はソビエトと知り、その詳細確認のため読んでみた。独軍が越境した後は、只殺戮が続き、戦争映画のような展開には驚くばかり。独ソ不可侵条約があるにもかかわらず、侵略してきたドイツ軍。日ソ不可侵条約があるにもかかわらず越境してきたソビエト(ただし、満州は日本だったのか?)不可侵条約とは無意味なものか、と疑問が残る。

また、ゲルマン民族がスラブ人を奴隷化しようと戦争を始めたのは、日本が中国・朝鮮を蔑視して戦争を続けたのと似ている。やはり戦争の起因の一つは民族差別が大きいと思う。今の日本は?

(梅丘1丁目・湯沢 勉)

集会等の紹介

~~5月3日(日) 11:00～ 許すな!安倍改憲発議 2020 平和といのちと人権を!5.3 憲法集会~~

~~5月16日(土) 午後1:30～ 「憲法記念日によせて」のつどい(計画中)~~

以上の集会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、いずれも中止されます。

6月15日(月) 午後6:30～ 九条の会東京連絡会6・15大集会

『戦争する国』ゴメン。——安倍改憲発議NO! 憲法が輝く東京へ変えるのはあなた——

講演:①五十嵐 仁さん(法政大学名誉教授)

②小森 陽一さん(九条の会事務局長・東京大学名誉教授)

③都知事候補(予定)

音楽:ドロール・サクソフォン・カルテット

会場:としま区民センター・多目的ホール(各線「池袋駅」東口より徒歩7分)

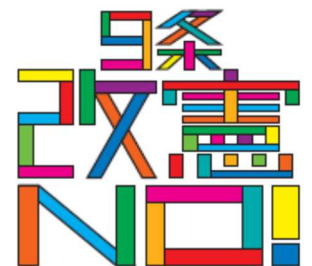
参加費:一般999円 学生500円

障がい者手帳・生活保護受給者証をお持ちの方は無料

主催:九条の会東京連絡会

日本国憲法(抜粋)

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。



日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～
+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++